
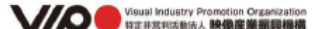

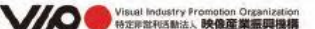


J-LODlive 公募要項Ver.10 新旧対照表

番号	新(Version10)	旧(Version9)	備考
1	<p>補助金公募要項</p> <p>コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金</p>  <p>補助金ご利用の手引き 補助金公募要項</p> <p>Version10(2021.3.15) <small>本書の内容は予告なく変更される事があります</small></p> 	<p>補助金公募要項</p> <p>コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金</p>  <p>補助金ご利用の手引き 補助金公募要項</p> <p>Version9(2021.2.15) <small>本書の内容は予告なく変更される事があります</small></p> 	<p><修正> ・公募要項の改訂により、Version10(2021.3.15)と修正した</p>
2	<p>申請者 07</p> <p>国内で今後、日本発のコンテンツ（音楽、演劇等のほか、伝統芸能を含む芸能）の公演の主権者となる法人</p> <p>※1 新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により2020年2月1日からすべての地域において緊急事態宣言（*）が解除されるまでに予定していた国内外の日本発のコンテンツの公演を延期・中止した主催者に限ります。 *「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2(2020)年3月28日（令和3年1月7日変更）」の発出に伴い発令された緊急事態宣言を指します。</p> <p>※2 日本発のコンテンツとは、以下の(1)または(2)に該当するものをいいます (1) 日本国民（特別永住者を含む。以下同じ。）が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ（例えば、音楽コンサートの場合には、セットリストの楽曲を作詞・作曲それぞれでカウントし、過半数を日本国民が行っている） (2) 日本国民がその実演に主体的に関与しているコンテンツ （例えば、主役、演出家、舞台監督、制作監督、プロデューサーもしくはスチージマネージャーまたはこれらに準ずる者が日本国民の場合や出演者の過半数が日本国民）</p> <p>ただし、伝統芸能、芸能分野のコンテンツにおいては、上記の制限はありません。また、形式的に上記の例示に該当する場合においても、ただちに「日本発のコンテンツ」に該当すると判断されるのではなく、公演の広報内容等諸般の事情を考慮し、審査委員会において「日本発のコンテンツ」該当性が判断されます。</p>	<p>申請者 07</p> <p>国内で今後、日本発のコンテンツ（音楽、演劇等のほか、伝統芸能を含む芸能）の公演の主権者となる法人</p> <p>※1 新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により2020年2月1日からすべての地域において緊急事態宣言（*）が解除されるまでに予定していた国内外の日本発のコンテンツの公演を延期・中止した主催者に限ります。 *「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2(2020)年3月28日（令和3年1月7日変更）」の発出に伴い発令された緊急事態宣言を指します。</p> <p>※2 日本発のコンテンツとは、以下の(1)または(2)に該当するものをいいます (1) 日本国民（特別永住者を含む。以下同じ。）が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ（例えば、音楽コンサートの場合には、セットリストの楽曲を作詞・作曲それぞれでカウントし、過半数を日本国民が行っている） (2) 日本国民がその実演に主体的に関与しているコンテンツ (例えば、主役、演出家または舞台監督が日本国民の場合や出演者の過半数が日本国民)</p> <p>ただし、伝統芸能、芸能分野のコンテンツにおいては、上記の制限はありません。また、形式的に上記の例示に該当する場合においても、ただちに「日本発のコンテンツ」に該当すると判断されるのではなく、公演の広報内容等諸般の事情を考慮し、審査委員会において「日本発のコンテンツ」該当性が判断されます。</p>	<p><修正> ・「日本国民が実演に主体的に関与しているコンテンツ」の要件を緩和する形で修正した</p>

J-LODlive 公募要項Ver.10 新旧対照表

番号	新(Version10)	旧(Version9)	備考																										
3	<p>16 申請可能件数</p> <p>●新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年2月1日からすべての地域において緊急事態宣言(*)が解除されるまでに予定していた国内外の公演を延期・中止した公演1件に対して、1件の申請が可能となります。</p> <p>*「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2(2020)年3月28日(令和3年1月7日変更))」の発出に伴い発令された緊急事態宣言を指します。</p> <p>例：主催者として2020年2月1日からすべての地域において緊急事態宣言が解除されるまでに延期・中止した公演が10件の場合、10件まで申請が可能</p> <p>※1 自己と実質的に同視できる以下の者が延期・中止した公演の件数に対して同件数の申請が可能です。 (1) 申請者の子会社等(または親会社) (2) 申請者の海外現地法人 (3) 申請者の代表を務める個人</p> <p>※2 会場の公称座席数(キャパシティ)が3,000人未満の公演の延期・中止に対して、会場の公称座席数(キャパシティ)が3,000人以上の公演の申請は認められません。</p> <table border="1" data-bbox="578 714 964 850"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="2">申請する公演</td> </tr> <tr> <td>3,000人以上</td> <td>3,000人未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">延期・中止した公演</td> <td>3,000人以上</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3,000人未満</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>※3 緊急事態宣言の延長期間内における延期・中止公演の考え方は、次頁をご参照ください。</p>			申請する公演		3,000人以上	3,000人未満	延期・中止した公演	3,000人以上	○	○	3,000人未満	×	○	<p>16 申請可能件数</p> <p>●新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年2月1日からすべての地域において緊急事態宣言が解除されるまでに予定していた国内外の公演を延期・中止した公演1件に対して、1件の申請が可能となります。</p> <p>例：主催者として2020年2月1日からすべての地域において緊急事態宣言が解除されるまでに延期・中止した公演が10件の場合、10件まで申請が可能</p> <p>※1 自己と実質的に同視できる以下の者が延期・中止した公演の件数に対して同件数の申請が可能です。 (1) 申請者の子会社等(または親会社) (2) 申請者の海外現地法人 (3) 申請者の代表を務める個人</p> <p>※2 会場の公称座席数(キャパシティ)が3,000人未満の公演の延期・中止に対して、会場の公称座席数(キャパシティ)が3,000人以上の公演の申請は認められません。</p> <table border="1" data-bbox="1706 682 2092 819"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="2">申請する公演</td> </tr> <tr> <td>3,000人以上</td> <td>3,000人未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">延期・中止した公演</td> <td>3,000人以上</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3,000人未満</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>※3 緊急事態宣言の延長期間内における延期・中止公演の考え方は、次頁をご参照ください。</p>			申請する公演		3,000人以上	3,000人未満	延期・中止した公演	3,000人以上	○	○	3,000人未満	×	○	<p><修正> ・緊急事態宣言に関する説明を明確化する形で修正した</p>
				申請する公演																									
		3,000人以上	3,000人未満																										
延期・中止した公演	3,000人以上	○	○																										
	3,000人未満	×	○																										
		申請する公演																											
		3,000人以上	3,000人未満																										
延期・中止した公演	3,000人以上	○	○																										
	3,000人未満	×	○																										
4	<p>確定検査 61</p> <p>どのような経費でも、一定の基準で証拠を揃える必要があります。</p> <p>請求と支払に関する証拠書類</p> <table border="1" data-bbox="267 1155 489 1333"> <tr> <td>請求に関する証拠</td> <td>支払の証拠</td> </tr> <tr> <td>請求書及び請求明細(単価×数量)</td> <td>支払証明</td> </tr> </table> <p>合理的な方法で、これらを保管し時系列に沿って整理してください。</p> <p>※事前着手費用として認められた費用については、発注書の提出も必須となります。</p> <p>※事前着手費用として認められた費用における発注日は、発注書の日付と一致している必要があります。ただし2021年3月15日以降に確定検査を完了する事業については、事前着手届出書に記載した発注日と発注書の日付が異なる場合であっても、事前着手届出書と発注日が22頁の要件を満たし、かつ事前着手届出書における発注日以外の内容が正確である場合には、特別に補助対象経費として認められることがあります。</p> <p>※発注書は、提出の要否に関わらず、必ず保管しておいてください。後日確認する場合があります。</p> <p>※交付額事後調整の対象案件の、対象外費用および収入に関する証拠書類の提出は不要ですが、必要になった際には提出を求められますので、他の証拠類と同様に、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管してください。</p> <p>① 上記証拠類(請求書および支払証明)に関して、税理士または公認会計士による確認が必須となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な証拠等がすべて添付されているか 実績入力情報と証拠および証拠間の日付・金額が整合しているか 日付は認められた期間内か <p>上記の確認項目をチェックした税理士または公認会計士による記名および登録番号の記載を行った確認書を証拠類と併せて提出してください。</p> <p>成果物として提出いただくプロモーション動画について</p> <p>プロモーション動画に対する要件が、大幅に緩和され、現在確定検査中の案件にも適用されます。現在事務局より修正依頼をしている案件のうち、要件の緩和により修正および再提出の必要がなくなる案件については、事務局から順次その旨のご連絡をします。</p>	請求に関する証拠	支払の証拠	請求書及び請求明細(単価×数量)	支払証明	<p>確定検査 61</p> <p>どのような経費でも、一定の基準で証拠を揃える必要があります。</p> <p>請求と支払に関する証拠書類</p> <table border="1" data-bbox="1380 1155 1602 1333"> <tr> <td>請求に関する証拠</td> <td>支払の証拠</td> </tr> <tr> <td>請求書及び請求明細(単価×数量)</td> <td>支払証明</td> </tr> </table> <p>合理的な方法で、これらを保管し時系列に沿って整理してください。</p> <p>※事前着手費用として認められた費用については、発注書の提出も必須となります。</p> <p>※発注書は、提出の要否に関わらず、必ず保管しておいてください。後日確認する場合があります。</p> <p>※交付額事後調整の対象案件の、対象外費用および収入に関する証拠書類の提出は不要ですが、必要になった際には提出を求められますので、他の証拠類と同様に、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管してください。</p> <p>① 上記証拠類(請求書および支払証明)に関して、税理士または公認会計士による確認が必須となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な証拠等がすべて添付されているか 実績入力情報と証拠および証拠間の日付・金額が整合しているか 日付は認められた期間内か <p>上記の確認項目をチェックした税理士または公認会計士による記名および登録番号の記載を行った確認書を証拠類と併せて提出してください。</p> <p>成果物として提出いただくプロモーション動画について</p> <p>プロモーション動画に対する要件が、大幅に緩和され、現在確定検査中の案件にも適用されます。現在事務局より修正依頼をしている案件のうち、要件の緩和により修正および再提出の必要がなくなる案件については、事務局から順次その旨のご連絡をします。</p>	請求に関する証拠	支払の証拠	請求書及び請求明細(単価×数量)	支払証明	<p><修正> ・事前着手届出書に記載された発注日の要件を緩和する形で修正した</p>																		
請求に関する証拠	支払の証拠																												
請求書及び請求明細(単価×数量)	支払証明																												
請求に関する証拠	支払の証拠																												
請求書及び請求明細(単価×数量)	支払証明																												